

か年で8～9センターを設置することが望まれる。

E. 原子力関係地区共同利用センター

1971年本会議第58回総会の議に基づき勧告した「大学における原子力研究将来計画について」において地区センターの設置がのべられている。(1センターあたりの経費約10億円)

7. 研究行政体制，研究要員

略

8. 科学の将来計画を検討する組織

略

9-19

総学庶第688号 昭和48年5月16日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：沖縄開発庁長官，大蔵，文部，厚生，
農林，通商産業および自治各大臣，国立大学協会
会長，公立大学協会会長，私立大学懇話会長，日本
私立大学連盟会長，日本私立大学協会会長，全国公立
短期大学協会会長，日本私立短期大学協会会長

沖縄県における教育・研究の施設・設備ならびに定員の増強について(勧告)

標記のことについて，本会議第63回総会の議に基づき，下記のとおり勧告します。

記

戦後4半世紀に及ぶアメリカ軍占領下に在って，沖縄の教師・研究者はきびしい条件の下で，沖縄の教育・研究について真摯な努力を続けてきた。

日本学術会議は，すでに昭和40年10月の第44回の総会において，当時の沖縄と本土の学術交流について勧告を行い，沖縄の科学者の研究条件について訴えるところがあった。(別添資料参照)

今，本土復帰後の状況を見ると，占領下の歪みがあったところに露呈しており，沖縄県内の大学，あるいは研究機関(国・公・私立)の施設・設備は極めて不十分であり，また定員についても，種々の矛盾が深刻化している。この事は国立琉球大学といえども例外ではない。更に，科学者・研究者を養成すべき教育機関の施設・設備の乏しいために次代の科学者・研究者の育成に大きな支障をもたらすことが予想される。

政府は，沖縄県の教育・研究の発展のために，特別に配慮し，その歴史的，地理的条件を十分に考慮し，教育・研究の施設・設備ならびに定員の増強について緊急に格段の措置をとられるよう勧告する。

(別添資料)

庶発第1017号 昭和40年11月15日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官，外務，文部両大臣)

沖縄との学術交流について(勧告)

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

沖縄が戦後20年、特殊な事情のもとにおかれており、沖縄の科学者が今なお、本土の科学者と同等の資格を有するにいたっていないことは周知の事実である。また沖縄がその学術的な重要性にもかかわらず、本土との学術交流を阻害されてきたことは遺憾である。

ついては、

1. 日本学術会議は、沖縄の科学者に本土の科学者と同等に、日本学術会議会員の選挙権・被選挙権を与えることを希望する。

政府は、その実現のために最善の努力を払われたい。

2. 政府は、沖縄との学術交流を促進するため、下記の措置をとられたい。

- (イ) 沖縄の科学者の科学研究費等について、本土の科学者と同等に取扱うことを原則とし、なおその地理的条件をも考慮すること。
- (ロ) 沖縄と本土相互間の学術交流の促進に必要な予算措置を講ずること。
- (ハ) 学術交流のための本土と沖縄との往来について、その自由を確保すること。

説 明

日本学術会議法の制定された時期には、沖縄はなお戦後の荒廃のために、学界を成立せしめうる条件にも乏しく、また学術会議が沖縄学界の実情を把握するのも困難であったが、琉球大学等をはじめとする研究機関も設立され、見るべき研究業績の輩出しつつある現在、沖縄との学術交流の飛躍的な促進は、すでに実現可能な段階に達していると考えられる。内外に対する科学者の代表機関としての日本学術会議が、沖縄の科学者をも平等の資格において会議に参加せしめ、全日本の学術会議としての実をあげようとすることは、科学研究上の充足を願うための当然の内的要求である。

日本学術会議は、これを実現するために、政府が早急に、

- (1) 沖縄における学術研究誌、研究書等の学術的業績と本土のそれらを相互に交換・交流するための条件を整備し、これが経済的な援助を与えること。
- (2) 沖縄学界の状況の具体的な報告を求めるために、学術会議が沖縄学界の代表者を招致するに必要な旅費等について援助すること。
- (3) 日本学術会議が、沖縄の学界の状況を直接調査するための代表者派遣について援助すること。

その他上記の要求を実現するために必要な措置を速やかにとり、これを推進することを要望する。

なお、これらと平行して、沖縄の科学者のおかれている研究上の不利な状態を経済的にも補い、その研究を助成する措置をとるよう特に配慮されねばならない。科学研究費の助成等に当たっては沖縄の科学者にも本土の科学者と同等の資格を与え、さらにその地理的条件等を考慮し、研究旅費等の予算配分には特別の措置をとるべきである。

また、沖縄との学術交流の戦後における停滞を速やかに回復するためには、相互の往来による学術視察、調査研究等が現在の段階において、とりわけ必要である。政府は文献の交換のみにとまらずこれらの交流を援助するため、予算上の措置について特別の配慮を加えられたい。

最後に、以上の学術交流が支障なくおこなわれるためには、これに必要な往来の自由が確保されなければならない。近来渡航の件は若干改善のきざしも見えはじめているが、なおその困難が解消したとはいえない。政府は学術交流のための相互の往来については、特にその自由を保障するよう配慮されたい。

9-20

総学庶第692号 昭和48年5月16日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

(写送付先：科学技術庁長官，大蔵，文部，農林，
通商産業，運輸および建設各大臣)

混相流研究所（仮称）の設立について（勧告）

標記のことについて、本会議第63回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年の人類活動の多様化と高密度化にともない、生産・流通・処理過程において、気相・液相・固相が混り合った状態にある各種物質の輸送・拡散・混合などに関する流体工学的技術がきわめて大きな役割を演ずるようになった。一方われわれを取り巻く環境を人類活動にともなう悪影響から保全し、さらにできうれば、その改善を図ろうとするとき、具体的な技術手段にも流体工学が必要となる。このような技術の基礎となる混相流の力学は上述の理由からわかるように総合的な推進をきわめて強く要望されるものである。

よって本会議は、別添資料のような全国科学者の共同利用の研究所として混相流研究所（仮称）の設立を勧告するものである。政府は、その重要性にかんがみ、すみやかにこれの設立について配慮されたい。

（別添資料）

混相流研究所（仮称）設立趣旨および設立案

ま え が き

人類の平和と福祉向上のために、とりまく環境を整備し、生産手段を高効率化する活動は絶え間なく続けられている。ことに、第二次世界大戦後は、その活動はきわめて大きなものとなり、先進諸国はもちろんのこと、世界的な規模において展開されている。このような活動は、生産・流通・処理過程において、とくに顕著であり、原油などのエネルギー資源の大量輸送、スラリーの運搬、粉体輸送などの工業生産と流通活動にともなうものや、各種の汚染、廃棄物の処理などの都市活動にともなうものが挙げられる。

もともと人類はそれを取りまく環境とともに存在しうるのであって、平和と福祉向上のために行なう諸活動も環境条件との調和において成り立つ。すなわち、多様な生産、流通活動と処理活動とは表裏一体の関係にあり、それは人類と環境とを一体とした系における問題として取り扱われな